

項目		「基本合意書」の概要
因果関係の認定方法		① B型肝炎ウイルスに持続感染していること ② 満7歳になるまでに集団予防接種等を受けたこと ③ 集団予防接種等における注射器の連続使用があったこと ④ 母子感染でないこと ⑤ その他集団予防接種等以外の感染原因がないこと ※ 上記を満たす者からの2次感染者についても救済対象として認定
和解金額	死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円
	肝硬変(軽度)	2,500万円
	慢性肝炎	1,250万円
	無症候性キャリア	600万円
除斥期間(20年)を経過した者の取扱い(政策対応)	慢性肝炎	政策対応として、 ○ 現在も慢性肝炎の状態にある者等 300万円 ○ 現在は治癒している者 150万円
	無症候性キャリア	以下の対応(最大242万円相当) ○ 政策対応として、原告の請求により、以下の費用を各年毎に支払う ・ 定期検査費用(年4回まで)等 ・ 定期検査に係る交通費等として、1回当たり1.5万円(年2回まで) ○ 上記に加え、過去の定期検査等の費用として50万円(一括払)
恒久対策等		○ 肝炎対策に係る必要な施策(※)を引き続き実施 ※ 啓発・広報、肝炎ウイルス検査の一層の推進、肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療に係る研究の推進、医療費助成等 ○ 集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスへの感染被害の真相究明及び検証を実施 ○ 原告の意見が肝炎対策推進協議会等に適切に付されるよう、原告団・弁護団と協議・調整する場を設定

※ 上記のほか、弁護士費用を別途加算。

※ 既に提訴している原告については、団体加算金として5億円を加算